

東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、東部知多衛生組合（以下「組合」という。）が計画するごみ処理施設建設工事（以下「本工事」という。）について、技術的に最適な事業者を選定するため実施する、ごみ処理施設建設工事公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」という。）に参加表明の受付、必要な資格その他プロポーザルの実施に関し必要な事項について定めることを目的とする。なお、プロポーザルに関する事項については、東部知多衛生組合プロポーザル方式等実施要綱及び本要領に定めるもののほか、本工事の「発注仕様書」「審査基準書」「提出書類の作成要領」並びに「様式集」は、本要領と一体のもの（以下「プロポーザル実施要領等」という。）とし、応募者は、プロポーザル実施要領等の内容を踏まえ、必要な書類等を提出するものとする。

2. プロポーザルに付する事項

(1) 工事名

東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事

(2) 工事場所

愛知県知多郡東浦町大字森岡字葭野、大府市朝日町六丁目及び大東町二丁目地内

(3) 施設概要

①処理対象物	・燃えるごみ（家庭系＋事業系） ・破碎可燃ごみ ・脱水汚泥
②処理方式	全連続燃焼式焼却施設 シャフト炉式ガス化溶融炉
③施設規模	200t/24h（100t/24h×2炉）
④余熱利用等	エネルギー回収率 : 17.5%以上 発電効率 : 15.5%以上 （仮称）東部知多新温水プール : 8.5GJ/h（最大）を確保

(4) 工期

契約日の翌日から平成 31 年 3 月 8 日まで

(5) 見積限度額

14,760,000 千円

(6) 発注形態

メーカー単体企業による一括発注

(7) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(8) 審査

応募者に対し資格審査の事前審査を行い、資格要件の充足を確認した応募者より技術提案書類を受け付け、技術審査を実施する。

### 3. 参加資格要件等

応募者は、次に掲げるプロポーザルに参加することができる要件（以下「参加資格要件等」という。）を備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザルの資格審査申請書の提出日において、東部知多衛生組合不正契約者等指名停止取扱要領に基づく指名停止又は指名見合せの措置を受けている者でないこと（資格審査申請書の提出日から優先交渉権者特定の日までに、組合から指名停止又は指名見合せの措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。）。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受け、営業停止期間中でない者であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く）。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産手続き開始の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること（破産者で復権を得た場合を除く）。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（更生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- (8) 「大府市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「大府市の公の施設の利用からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 2 月 17 日付け大府市長・愛知県東海警察署長締結）」、「豊明市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 12 月 25 日付け豊明市長・愛知県愛知警察署長締結）」、「東浦町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「東浦町の公の施設の利用からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 2 月 14 日付け東浦町長・東浦町教育委員会教育長・愛知県半田警察署長締結）」、並びに「阿久比町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「阿久比町の公の施設の利用からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 2 月 14 日付け阿久比町長・阿久比町教育長・愛知県半田警察署長締結）」に基づく排除措置をいず

れも受けていないこと。

- (9) 本工事に係る発注仕様書作成業務等の受諾者又は当該受諾者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の委員が所属する者でないこと。
- (11) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事」の特定建設業の許可を受けた者であること。
- (12) 清掃施設工事に係る最新の経営事項審査の総合評定値が 1000 点以上であること。
- (13) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所登録の有資格者であること。
- (14) 国（政令で定める法人を含む）、都道府県、市町村、一部事務組合等において、シャフト炉式ガス化溶融炉に係るごみ処理施設（発電設備付）の元請（共同企業体にあたっては代表者であるものに限る。）としての施工実績があること。
- (15) 設計業務における管理及び照査技術者は、シャフト炉式ガス化溶融炉に係るごみ処理施設（発電設備付）の設計実務経験を有する者であること。なお、管理及び照査技術者は、兼務することはできない。
- (16) 監理技術者は、清掃施設工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了者であり、かつ、シャフト炉式ガス化溶融炉に係るごみ処理施設（発電設備付）の現場施工経験を有する者が、専任の監理技術者として配置されていること。
- (17) 前各号に掲げる参加資格の確認基準日は、資格審査申請書の提出日から優先交渉権者特定の日までの期間とする。
- (18) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める事項を満たしていること。

#### 4. 選定日程

##### (1) 全体スケジュール

日 程	内 容
平成 26 年 11 月 20 日	プロポーザル実施公告、実施要領の閲覧
平成 26 年 11 月 27 日	参加表明書の提出期限
平成 26 年 11 月 28 日	プロポーザル実施要領等の交付及び現地説明会
平成 26 年 12 月 5 日	プロポーザル実施要領等に対する質疑書の受付期限
平成 26 年 12 月 18 日	プロポーザル実施要領等に対する質疑書に対する回答
平成 27 年 1 月 9 日	資格審査申請書類の提出期限
平成 27 年 1 月 16 日	資格審査結果の通知
平成 27 年 2 月 20 日	技術提案書類の提出期限
平成 27 年 3 月 10 日	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
同日	委員会での審査・優先交渉権者の選定（通知）
平成 27 年 3 月 25 日	交渉条件成立
同日	工事仮契約
平成 27 年 4 月中旬	議会承認
平成 27 年 4 月中旬	工事契約の締結

#### 5. プロポーザル手続き等

##### (1) 参加表明書の提出期限及び通知

提出期限	平成 26 年 11 月 27 日（木）17 時まで
提出要領	<p>応募者は、【添付資料 1】参加表明書を事務局へ郵送（書留に限る。期限までに必着のこと。）又は持参により提出する。</p> <p>持参する場合は、9～17 時まで（ただし、12～13 時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」と総称する。）を除く。）とする。</p> <p>なお、E-mail、FAX による提出は認めない。</p>
提出確認	事務局が、【添付資料 2】参加表明書提出確認通知書を送付することにより行う。

(2) プロポーザル実施要領等の交付及び現地説明会

対 象	参加表明者
開催日	平成 26 年 11 月 28 日（金）13 時 00 分から （原則として雨天決行）
場 所	東部知多クリーンセンター 2 階第 1 会議室
配布図書等	現地説明会への参加者のうち希望者に、プロポーザル実施要綱等（プロポーザル方式等実施要綱、プロポーザル実施要領、発注仕様書、審査基準書、提出書類の作成要領、各種様式集）を CD-R にて配布する。 希望者は、新品の CD-R（700MB）を持参すること。

(3) プロポーザル実施要領等に対する質疑の受付及び回答

プロポーザル実施要領等に対する質疑の受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、組合が必要と認めた場合は、質疑について直接ヒアリングを行うことがある。

提出期限	平成 26 年 12 月 5 日（金）17 時まで
提出要領	参加表明者が【様式 1-1】「プロポーザル実施要領等に対する質疑書」に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、事務局に電子メールにて提出すること。 また、提出した際に、電話による着信確認を行うこと。
E-mail タイトル	「東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事に係る質疑書」
添付ファイル名	会社名）_プロポーザル実施要領等に対する質疑書
回答の方法	平成 26 年 12 月 18 日（木）17 時までに組合ホームページに掲載する。

#### (4) 資格審査申請書類の受付

参加表明者は、以下の要領に従って資格審査申請書類を提出すること。

対 象	参加表明者
提出期限	平成 27 年 1 月 9 日（金）17 時まで
提出要領	参加表明者が、【様式 2-1～2-5】の資格審査申請書類を事務局へ郵送（書留に限る。期限までに必着のこと。）又は持参により提出する。 持参する場合は、9～17 時まで（ただし、12～13 時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び休日を除く。）とする。 なお、E-mail、FAX による提出は認めない。
提出書類	別添資料「提出書類の作成要領」に規定する様式による。
審査結果の通知	平成 27 年 1 月 16 日（金）に、【添付資料 3】提出要請者選定通知書又は【添付資料 4】提出要請者非選定通知書により通知する。 提出要請者選定通知書には、【添付資料 5】技術提案書類の提出依頼書を添付し送付する。
提出要請者番号の交付	資格審査結果を通知する際、技術提案書類を作成する際に必要となる提出要請者番号を交付する。
資格審査結果に対する説明等	<ul style="list-style-type: none"><li>・資格審査の結果、技術提案書類の提出資格が認められなかったものは、審査結果に関して質問がある場合は、事務局に書面を持参し、説明を求めることができる。</li><li>・資格審査結果に対する説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内の 9～17 時まで（ただし、12～13 時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び休日を除く。）に行うものとする。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・提出期限を過ぎた資格審査申請書類は受け付けない。</li><li>・提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。</li></ul>

#### (5) 技術提案書類の提出

提出要請者選定通知書送付者（以下「提出要請者」という。）は、以下に従って本工事に対する提案内容を記載した見積設計図書、技術提案書及び参考工事見積書（以下「技術提案書類」という。）を提出すること。

なお、発注仕様書に示した要求水準を満たしたうえでの最新技術の導入に伴う技術提案についても、受け入れる。

また、技術提案書類の提出後、事務局は提出要請者の提案内容について、プレゼンテーションを求めるとともにヒアリングを実施する。

対 象	提出要請者
提出期限	平成 27 年 2 月 20 日（金）17 時まで
提出要領	提出要請者が【様式 4-1】「見積設計図書」、【様式 4-2】「技術提案書」、【様式 4-3】「参考工事見積書」を、事務局へ 9～17 時まで（ただし、12～13 時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び休日を除く。）に、持参により提出する。 郵送、E-mail、FAX による提出は認めない。
提出書類	「提出書類の作成要領」に規定する様式による。
ヒアリング等	プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、別途、提出要請者に通知する。
結果の通知	平成 27 年 3 月中旬頃に提出要請者に書面（【添付資料 6、7】審査結果通知）で発送する。
技術審査結果に対する説明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術審査の結果、優先交渉権者に選定されなかったものは、審査結果に関して質問がある場合は、事務局に書面を持参し、説明を求めることができる。</li> <li>・技術審査結果に対する説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内の 9～17 時まで（ただし、12～13 時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び休日を除く。）に行うものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出期限を過ぎた技術提案書類は受け付けない。</li> <li>・提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。</li> </ul>

#### (6) プロポーザルの辞退

提出要請者は技術提案書類の提出期限までは、いつでもプロポーザルを辞退することができる。辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

提出期限	平成 27 年 2 月 20 日（金）17 時まで
提出要領	提出要請者が【様式 3-1】「辞退届」を、事務局へ 9～17 時まで（ただし、12～13 時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び休日を除く。）に、持参により提出する。 なお、郵送、E-mail、FAX による提出は認めない。
その他	辞退の撤回はできない。

6. ごみ処理施設建設工事プロポーザル審査委員会

氏 名	所 属	備 考
辻 喜礦	(元)社団法人 日本廃棄物コンサルタント協会 会長	学識経験者
藤井 敏夫	(元)愛知県 環境部長	学識経験者
松田 仁樹	名古屋大学 大学院 工学研究科 教授	学識経験者
岡村 秀人	大府市 副市長	東部知多衛生組合 副管理者
栞原 孝典	東浦町 副町長	



## 7. 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定については、委員会において審査、評価したうえで行う（詳細は、別に定める「審査基準書」による。）。

### (1) 資格審査

参加表明者から提出された資格審査申請書類を基に、参加表明者が「3. 参加資格要件等」に規定した要件を満たすことについての確認により行う。要件を満たすことが確認された参加表明者だけが、提出要請者として次段階の技術審査を受けることができる。資格審査結果は、参加表明者に対して通知する。

### (2) 技術審査

#### ア 基礎審査

見積設計図書の内容について、発注仕様書及びプロポーザル実施要領等に対する質疑回答書に基づき、組合の要求する性能要件を満足するものであることの確認を行う。具体的な確認方法を以下に示す。なお、発注仕様書に示す性能要件を満たしていない場合は、失格とする。

##### ① 提出書類の審査

- ・必要な書類が揃っているか
- ・書類間で整合がとれているか

##### ② 見積設計図書と発注仕様書の適合性

- ・発注仕様書で示す性能要件を満足した技術提案がされているか（ただし、プロポーザル実施要領等に対する質疑回答書の内容も考慮した上で判断を行う。）。

#### イ 技術提案審査

審査にあたり提出要請者の提案内容についてプレゼンテーションを求めるとともにヒアリングを実施する。

技術提案書の内容を以下の5つの観点から評価し、技術評価点を決定する。なお、各評価項目の点数化基準において、E評価を受けた評価事項が3事項以上有した場合又はA評価、B評価及びC評価の合計が7事項以上有さなかった場合については、本技術提案を無効とし、提出要請者は失格とする。

##### ① 事業に対する基本姿勢

##### ② 「安全・安心で信頼される施設」に関する技術提案

##### ③ 「環境に配慮した施設」に関する技術提案

##### ④ 「循環型社会及び低炭素社会形成の拠点となる施設」に関する技術提案

##### ⑤ 「費用対効果を考慮した経済性に優れた施設」に関する技術提案

## ウ 経済性審査

参考工事見積書に記載された金額が 2 (5) の見積限度額の範囲内であることの確認を行い、経済性評価点を決定する。なお、見積限度額を上回った提出要請者は失格とする。

### (3) 優先交渉権者の選定

技術評価点 (70 点) と経済性評価点 (30 点) から審査基準書に定める評価式により総合評価点を算定し、総合評価点が最大の者が第一順位者となり、優先交渉権者として選定する。

総合評価点で最大の者が複数ある場合は、技術評価点の上位者を選定する。

技術評価点及び経済性評価点も同点である場合は、委員会の合議により決定する。

また、第一順位者の次の順位の総合評価点の者を第二順位者とし、第二順位者の次の総合評価点の者を第三順位者とし、交渉条件が成立するまで落札を保留するものとする。

## 8. 費用負担

技術提案資料などの作成経費、旅費などの必要経費は、提出要請者の負担とする。

## 9. 契約の締結

### (1) 契約に係る交渉及び見積書の提出

組合は、優先交渉権者の本工事に関する技術提案に関し、その履行を確保し、その評価内容を担保するために、提案項目について優先交渉権者と合意を得たうえで、評価した内容を組合が指定する仕様書に記載し、最終発注仕様書を定めるものとする。

また、提案項目のうち、採用することが好ましくない、又は履行を認めないなど評価しなかった内容については、提案内容の変更等を定めたうえで見積徴収を行うものとする。ただし、優先交渉権者に事故等があり、契約が不調となった場合は、第二順位者に対し同様の交渉を行い、見積徴収を行うものとする。この場合においては、第二順位者を新たな第一順位者とし、第三順位者を第二順位者とする。

### (2) 契約金額

組合の定める見積限度額の範囲内とする。

### (3) 工事費内訳書の提出

見積りに際し、見積書に記載された見積金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

### (4) 入札保証金

東部知多衛生組合契約規則 (昭和 49 年規則第 8 号。以下「契約規則」という。)

第9条から第11条までの規定は、本見積徴収の場合に準用する。

(5) 契約保証金

契約規則第29条から第31条の2までの規定は、本契約の場合に適用する。

契約者は、速やかに契約保証方法通知書を提出し、契約予定日までに保証を付すこと。なお、契約予定日は後日指定する。

また、契約者が保証を付さなかった場合は、契約を締結しないこととする。

(6) 前金払

前金払は行わないものとする。

(7) 部分払

契約規則第53条第1項により、部分払を行う。ただし、部分払は、平成28年5月末、平成29年5月末及び平成30年5月末の3回とし、各年度の出来高に応じて算出した額とする。

(8) プロポーザルの無効

「3. 参加資格要件等」に規定する参加資格要件のない者及び虚偽の申請を行った者並びに契約規則第12条に違反した場合のプロポーザルは無効とする。

10. その他留意事項

(1) 契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による議会の議決を要するため、東部知多衛生組合議会の議決を得た後、本契約を締結する。

(2) 工期は、事情により変更することがある。

(3) 配置予定技術者

ア 審査に必要な書類等に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

イ 資格審査申請時に配置予定の技術者が特定できない場合は、複数（3名）までの候補者を記載することができる。この場合において、記載する全ての者が「3. 参加資格要件等」に示す技術者としての条件を有していること。

ウ 配置予定技術者の変更は、原則として認めない。

(4) その他遵守事項については、地方自治法、契約規則、東部知多衛生組合入札者心得書、東部知多衛生組合委託契約約款等による。

(5) 提出書類の取扱い

ア 技術提案書類の変更等の禁止

技術提案書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。

イ 著作権

技術提案書類の著作権は、技術提案書類を提出した者に帰属する。また、技

術提案書類を提出した者の技術提案書類について、組合は、優先交渉権者の選定に関わる審査及び公表以外に技術提案書類を提出した者に無断で使用しない。なお、技術提案書類は返却しない。

#### ウ 特許権等

技術提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法律等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として技術提案書類を提出した者が負う。

#### (6) 資料の取扱い

組合が提供する資料は、プロポーザルに係る検討以外の目的に使用することはできない。

#### (7) 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」の各様式に特別に指定するものを除くほか、プロポーザルの実施に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(8) 契約を締結するまでの間に、優先交渉権者が組合より指名停止の措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、組合は一切の損害賠償責任の責を負わない。

### 1 1. プロポーザルに関する事務局等

本工事に関する事務局（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

事務局	
住 所	東部知多衛生組合 業務課 施設建設整備係 〒470-2101 愛知県知多郡東浦町大字森岡字葭野 41 番地
電話/FAX	0562-46-8855 / 0562-46-8856
E-mail	<a href="mailto:clean@tobuchita.jp">clean@tobuchita.jp</a>
ホームページ	<a href="http://www.tobuchita.jp/">http://www.tobuchita.jp/</a>

# 添付資料

添付資料 1

参加表明書

年 月 日

東部知多衛生組合  
管理者 久野 孝保 様

平成 26 年 11 月 20 日付で東部知多告示第 10 号がありました「東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事」に係るプロポーザルに参加することを表明いたします。

提出者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

連絡先担当者

所 属

氏 名

T E L

F A X

E-mail

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

26 東衛ク第 号  
年 月 日

様

東部知多衛生組合  
管理者 久野 孝保 印

東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事プロポーザルの参加表明書の提出確認について（通知）

このことについて、参加表明書の提出を確認しましたので通知します。プロポーザル実施要領等の交付及び現地説明会への参加を希望する場合は、指定の期日に出席してください。

記

- 1 工事名称 東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事
- 2 工事場所 愛知県知多郡東浦町大字森岡字葭野、大府市朝日町六丁目及び大東町二丁目地内
- 3 開催日 平成 26 年 11 月 28 日（金）13 時から
- 4 現地説明会 東部知多クリーンセンター 2 階第 1 会議室  
開催場所 （住所は「2 工事場所」に同じ）
- 5 配布図書等 現地説明会への参加者のうち希望者に、プロポーザル実施要領等（プロポーザル方式等実施要綱、プロポーザル実施要領、発注仕様書、審査基準書、提出書類の作成要領、各種様式集）を CD-R にて配布する。  
希望者は新品の CD-R（700MB）を持参すること。
- 6 問い合わせ先  
東部知多衛生組合 業務課 施設建設整備係  
TEL 0562-46-8855 FAX 0562-46-8856

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

添付資料 3

26 東衛ク第 号  
年 月 日

様

東部知多衛生組合  
管理者 久野 孝保 印

東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事プロポーザルの資格審査結果について（通知）

このことについて、提出書類等を審査した結果、貴社を下記の工事の提出要請者として選定しましたので通知します。

記

- 1 工事名 東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事
- 2 工事場所 愛知県知多郡東浦町大字森岡字葭野、大府市朝日町六丁目及び大東町二丁目地内
- 3 問い合わせ先  
東部知多衛生組合 業務課 施設建設整備係  
TEL 0562-46-8855 FAX 0562-46-8856

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。



添付資料 4

26 東衛ク第 号  
年 月 日

様

東部知多衛生組合  
管理者 久野 孝保 印

東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事プロポーザルの資格審査結果について（通知）

このことについて、提出書類等を審査した結果、貴社については本業務の提出要請者として選定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに、感謝するとともに、今後も本組合へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 問い合わせ先

東部知多衛生組合 業務課 施設建設整備係  
TEL 0562-46-8855 FAX 0562-46-8856

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

26 東衛ク第 号  
年 月 日

様

東部知多衛生組合  
管理者 久野 孝保 印

技術提案書類の提出について（依頼）

東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事について優先交渉権者を選定するため、下記により技術提案書類を提出してください。

なお、技術提案書類を提出しなくとも、今後、貴社が不利益な扱いを受けることがないことを申し添えます。

記

- 1 工事名称 東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事
- 2 技術提案書類の提出期限、場所及び方法  
提出期限：平成 27 年 2 月 20 日（金）17 時まで  
場所：東部知多クリーンセンター 管理事務所  
方法：持参により提出（郵送、E-mail、FAX による提出は認めない。）
- 3 提出書類の作成要領  
提出書類の作成要領及び様式集のとおり
- 4 技術提案書類の審査基準  
審査基準書のとおり
- 5 発注仕様  
発注仕様書のとおり
- 6 提出要請者番号 ●

問い合わせ先

東部知多衛生組合 業務課 施設建設整備係  
TEL 0562-46-8855 FAX 0562-46-8856

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

26東衛ク第 号  
年 月 日

様

東部知多衛生組合  
管理者 久野 孝保 印

東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事プロポーザルの審査結果について（通知）

このことについて、提出書類等を審査した結果、貴社を下記のとおり本工事の優先交渉権者として特定しましたので通知します。

記

1 審査結果

〇〇〇〇	(〇〇点)	特定
〇〇〇〇	(〇〇点)	
〇〇〇〇	(〇〇点)	

2 貴案に対する講評

問い合わせ先

東部知多衛生組合 業務課 施設建設整備係  
TEL 0562-46-8855 FAX 0562-46-8856

26 東衛ク第 号  
年 月 日

様

東部知多衛生組合  
管理者 久野 孝保 印

東部知多衛生組合ごみ処理施設建設工事プロポーザルの審査結果について（通知）

このことについて、提出書類等を審査した結果、貴社については下記のとおり本工事の第●順位者として決定しました。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに、感謝するとともに、今後も本組合へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 審査結果

○○○○ (○○点)

○○○○ (○○点)

○○○○ (○○点)

2 貴案に対する講評

問い合わせ先

東部知多衛生組合 業務課 施設建設整備係

TEL 0562-46-8855 FAX 0562-46-8856